

薬 生 発 1 2 2 7 第 9 1 号
令 和 4 年 1 2 月 2 7 日

地方厚生(支)局長 殿
都道府県知事 殿

厚生労働省医薬・生活衛生局長
(公印省略)

「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」の一部の施行について

第210回国会において成立した「国際的な不正資金等の移動等に対処するための国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法等の一部を改正する法律」(令和4年法律第97号。以下「改正法」という。)は、令和4年12月9日に公布され、そのうち、刑事に関する改正は、公布の日から起算して20日を経過した日(同月29日)から施行されることとなります。

つきましては、下記事項に留意の上、その運用に遺憾のないように願います。

記

第1 改正法の趣旨及び概要

令和3年8月に、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策に関する政府間の枠組みであるFATF(Financial Action Task Force、金融活動作業部会)から、第4次対日審査報告書が公表され、マネー・ローンダリング、テロ資金供与及び拡散金融対策の一層の強化に向けて、我が国が優先的に取り組むべき事項等が示された。

こうした状況を踏まえ、国際的協調の下に防止及び抑止が図られるべき不正な資金等の移動等をより一層効果的に防止し、及び抑止するための所要の法改正として、国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法(平成26年法律第124号)、外国為替及び外国貿易法(昭和24年法律第228号)及び犯

罪による収益の移転防止に関する法律（平成19年法律第22号）の各改正のほか、組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成11年法律第136号。以下「組織的犯罪処罰法」という。）、国際的な協力の下に規制薬物に係る不正行為を助長する行為等の防止を図るための麻薬及び向精神薬取締法等の特例等に関する法律（平成3年法律第94号。以下「麻薬特例法」という。）及び公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成14年法律第67号。）の各改正を一括して行う内容の改正法による法改正を行うこととされたものである。

麻薬特例法においては、マネー・ローンダリング罪の法定刑の引上げを内容とする改正であり、改正後の規定は、改正法の公布の日から起算して20日を経過した日である令和4年12月29日から施行されることとなる。

第2 麻薬特例法の改正の趣旨及び概要

1 改正の趣旨

F A T Fの前記第4次対日審査報告書の中で、我が国が優先して取り組むべき事項の一つとして、マネー・ローンダリング罪の法定刑の上限を、少なくとも、犯罪収益を最も頻繁に生ずる前提犯罪である詐欺罪や窃盗罪等と同水準に引き上げるべきである旨が勧告された。

詐欺罪及び窃盗罪の法定刑の上限は、いずれも懲役10年であり、また、我が国以外のG7諸国においては、いずれの国においても、マネー・ローンダリングの処罰規定の法定刑の上限が10年又はそれ以上とされている。

国内の犯罪実態としても、特殊詐欺を始めとする多くの事案で取引名義の偽装や移転容易な財産への転換といったマネー・ローンダリングが行われ、暗号資産や電子マネー等の新たな形態の財産が悪用されるなど、その態様が多様化・巧妙化する傾向もみられる。

こうした状況を踏まえると、マネー・ローンダリングについて、国際社会と協調しながら、より強力で抑制を図るべき重要性がますます高まっており、F A T Fからの勧告を契機として、より一層厳正に対処すべき犯罪であるという法的評価を示して強力で抑止・防止を行うことが必要であると考えられることから、組織的犯罪処罰法及び麻薬特例法のマネー・ローンダリング罪の法定刑を引き上げることとされたものである。

（注）この改正については、法制審議会への諮問（令和4年1月17日開催の第193回会議）・答申（同年2月14日開催の第194回会議）を経たものであり、法務省ホームページに議事録及び配付資料等が掲載されている

ので、そこでの議論も併せて参照されたい（総会につき「https://www.moj.go.jp/shingil/shingikai_soukai.html」、法制審議会刑事法（マネー・ローンダリング罪の法定刑関係）部会につき「https://www.moj.go.jp/shingil/housei02_003013」。）。

2 改正の概要

- 薬物犯罪収益等隠匿の罪（麻薬特例法第6条第1項）の法定刑を「5年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」又はその併科から「10年以下の懲役若しくは500万円以下の罰金」又はその併科に、
- 薬物犯罪収益等收受の罪（麻薬特例法第7条）の法定刑を「3年以下の懲役若しくは100万円以下の罰金」又はその併科から「7年以下の懲役若しくは300万円以下の罰金」又はその併科に、それぞれ引き上げることとされた。

第3 留意事項

1 マネー・ローンダリング罪の処罰対象となる行為の範囲について

今回の改正は、麻薬特例法のマネー・ローンダリング罪の法定刑を引き上げるものであり、同罪の構成要件を変更しておらず、その処罰対象となる行為の範囲が変わるものではないことに留意されたい。

なお、改正規定の施行（令和4年12月29日）前に薬物犯罪収益等收受罪の犯罪行為により得た財産等に関して改正規定の施行後に隠匿、收受等の行為が行われた場合にも、改正後のマネー・ローンダリング罪の規定が適用されることとされているので、留意されたい（改正法附則第6条第1項）。

2 改正後の規定の時的適用範囲

改正法により法定刑が引き上げられた後の麻薬特例法のマネー・ローンダリング罪の規定は、刑法第6条等により、改正規定の施行後の行為についてのみ適用されることとなるので、改正規定の施行日（令和4年12月29日）との先後関係に注意されたい。

3 法定刑引上げ後の公訴時効について

今回の法定刑の引上げがされた各罪については、改正後の規定が適用される事件について、次のように公訴時効期間（刑事訴訟法第250条第2項）が変更されるので、留意されたい。

- 薬物犯罪収益等隠匿罪（麻薬特例法第6条第1項）の公訴時効期間については、現行法の下では5年であるが、法定刑の引上げ後は7年となる。

- 薬物犯罪収益等収受罪（麻薬特例法第7条）の公訴時効期間については、現行法の下では3年であるが、法定刑の引上げ後は5年となる。

以 上